

平成 25 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中澤 芳樹
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 渋谷 克次
(TEL. 03-5770-1520)

子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社連結子会社である日本 E R I 株式会社（以下「日本 E R I」という。）が、有限会社クレールベイサイドイタリア村（以下「原告」という。）から提起された訴訟（以下「本件訴訟」という。）に関し、平成 25 年 11 月 26 日付（判決書の送達を受けた日：平成 25 年 11 月 28 日）にて判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、平成 21 年 11 月 5 日付で原告より、事業に使用していた建築物（原告が賃借）が名古屋市より同市建築条例違反であるとの指摘を受け、違法建築物として撤去されたことから、当該違反建築物に関わったとして設計事務所、建設会社、インテリア会社および日本 E R I を相手に提訴したものです（賠償請求金額：9 億 9,991 万 7,770 円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合の金員）。

これに対し、日本 E R I は、原告の主張する損害賠償請求を受けるべき点はないとして、裁判で正当性を主張してまいりました。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 商 号 有限会社クレールベイサイドイタリア村
- (2) 所 在 地 名古屋市港区港町 1 番 15 号
- (3) 代 表 者 代表取締役 望月 道純

3. 判決があった年月日及び裁判所

- (1) 判 決 日 平成 25 年 11 月 26 日
- (2) 裁判所名 名古屋地方裁判所

4. 判決の内容

日本 E R I に関する判決は以下のとおりであり、同社の主張が全面的に認められました。

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し

原告より本判決に対する控訴が提起された場合には、引き続き日本 E R I の正当性を主張してまいります。なお、本判決による当社連結業績への影響はございませんが、事態の推移により適時開示が必要となる場合は速やかに開示いたします。

以 上